

長期使用製品安全表示制度

〈表示制度の対象製品〉

扇風機 エアコン 換気扇 洗濯機※ ブラウン管テレビ 計5品目

※具体的には洗濯機（乾燥装置を有するものを除く。）及び脱水機（洗濯機と一体になっているものに限る。）

高須産業（株）では **換気扇** のみが、対象製品です。 ●送風機は対象外です

高須産業株式会社では以下の様な対応をいたします

①制度の趣旨

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、長期間使用されることが多い製品について、経年劣化についての注意喚起等の表示を義務化することにより、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す制度です。

②対象製品

換気扇

対象外製品

●送風機

注）浴室用換気乾燥暖房機（バス換気乾燥機）は点検制度です。

③表示内容と表示場所

●下記シールを前面パネルの原則正面に表示

正面より確認しやすい場所がある場合、または正面への表示が不可能な場合は、正面以外の使用者が見える位置

- ①高所設置時の下面
- ②目線程度の高さへの設置時の側面

④型式定格シールへ製造年の追記

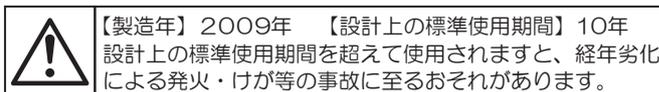


製造年の追記

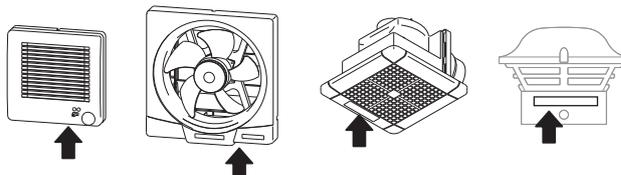
⑤取扱説明書への追記

- 長期使用製品安全表示制度の概要
- 表示内容
- 設計標準使用期間とは

〈本体表示例〉



〈パイプファン〉 〈一般換気扇〉 〈天井換気扇〉 〈トイレファン〉



高所壁面設置時の下面

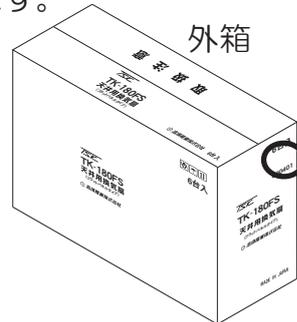
⑥製品の識別

上記の内容を実施した製品には、内箱・外箱の側面（○印部）に製造年月日のロットNo.を捺印致します。

内箱



外箱



ロットNo. 09 04 01
西暦下2桁 月 日

法施行の前後で、同一品番の製品でシールの「製造年」、「設計上の標準使用期間」の有無が市場に混在することが考えられますが、性能の差はまったくございません。

⑦ホームページによるご案内

●長期使用製品安全表示制度の概要をホームページでもご覧になれます。

⑧施行開始

2009年4月1日製造品から適応されます

注）内容が変更になる場合がありますのでご了承ください。